

憲法解釈の変更により集団的自衛権行使を容認する閣議決定に関する会長談話

1 政府は、平成26年7月1日の臨時閣議において、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として許容される」との憲法解釈の変更により、集団的自衛権の行使を容認する旨を決定した。

2 しかし、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」などという要件は極めて曖昧かつ抽象的であり、いかなる事由をもってかかる要件を満たすと判断すべきかについて明確な基準も存しない。畢竟、その判断はときの政府に委ねられることとなる。つまり、かかる要件は政府の判断次第で容易に形骸化してしまう危険性を秘めたものであり、およそ武力行使の歯止めたりうるものではない。

また、上記解釈は、「明白な危険」等の要件を満たす限り、我が国が武力攻撃の対象となっているか否かを問わずに武力行使を許容するものである。たとえそれまで直接の対立関係になかったとしても、ひとたび我が国から武力の行使を受けたと判断されれば、我が国が新たな攻撃対象とされることは必定である。

以上のとおり、今回の閣議決定は、我が国の海外での武力行使を無制限に広げ、我が国に再び戦火をもたらす危険性がある。

3 憲法第9条のもとでの自衛権の行使について、これまでの政府は、我が国に対する急迫不正の侵害があることを要件のひとつに掲げ、いわゆる個別的自衛権に限定して認められるとしてきた。そして、1972年には、我が国が直接武力攻撃を受けていない場合にまで実力行使を認める集団的自衛権は上記要件を欠くものであり、憲法上許されないと結論づけていた。

このように、憲法前文及び第9条が掲げる恒久的平和主義は、歴代の政権によって堅持されてきたものである。

「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」という曖昧な理由のもとで安易な解釈変更により集団的自衛権を容認することは、これまでの政府の努力を無に帰せしめるものであるばかりか、平和を希求する国民に対する重大な背信行為である。

4 そもそも、集団的自衛権の容認は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄す

る。」と規定する憲法第9条に明らかに反する。解釈の変更により憲法の明文に反する施策を実現することは、立憲主義を没却するに等しく、断じて許されない。

政府は、今後、集団的自衛権の行使実現に向け、自衛隊法、周辺事態法、PKO協力法等の関連法改正に行動を移すことが予想される。しかし、集団的自衛権の行使容認が憲法に違反する以上、その実現に向けた個別法の改正も違憲無効を免れないであろう。

- 5 当会は、平成26年2月28日に「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対し立法府及び行政府に対して憲法を尊重し擁護することを求める会長声明」を発表したところであるが、一般の閣議決定に強く抗議するとともに、改めて憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に強く反対する次第である。

平成26年7月2日

千葉県弁護士会
会長 蒲田 孝 代

